

平成27年6月24日

伊勢崎市教育委員会

教育長 徳江基行 様

伊勢崎市学校規模の適正化に関する
基本方針検討委員会

委員長 立見康彦

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（答申）

平成26年6月27日付伊教総第95号で諮問のありました伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について、当委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめるとともに、下記の意見を付して答申します。

審議の過程において、適正化を図る必要のある学校については、学校規模適正化検討地区委員会を開催し地元意見の集約に努めるとともに、市教育委員会では、本年4月から5月にかけてパブリックコメント手続を実施しました。このように意見の集約に当たっては、委員会での協議に加え、保護者や地域住民をはじめ広く市民の皆様の意見を伺うことに努めてきました。

今後の学校規模の適正化推進に当たり、これらの意見を十分に尊重するとともに、子どもたちの教育の質の保障及び望ましい教育環境の提供を目指し、保護者をはじめ地域住民との合意形成に最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 適正規模の基準及び許容範囲から外れる学校は、今後の児童生徒数及び学級数の推移を十分注視し、適宜、学校規模適正化の推進を図ること。
2. 学校規模適正化の推進に当たっては、通学区域内における地域性等を十分考慮し、通学区域の見直しや児童生徒の登下校の安全性を確保するよう適切な措置を講じること。
3. 境島小学校は、適正規模の基準及び許容範囲から大きくかけ離れた状態にあるため、速やかに学校規模適正化の推進に着手すること。